

ハイライト:

・電子帳簿保存法の改正について解説します。

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶



目次:

ご挨拶 1

電子帳簿保存法の改正 1  
2

オリンピック・パラリンピックは無観客で開催されましたが、コロナの感染には収束の目処が立ちませんが、変異株の感染力の強さに脅威すら感じます。引き続き十分気をつけてお過ごしください。

第87号では、電子帳簿保存法の改正を取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

## 電子帳簿保存法の改正

令和4年1月1日から、電子帳簿保存法の改正が適用されます。電子帳簿等保存、スキャナ保存、電子取引、の3種類に内容は区分でき、このうち の電子取引については、基本的に全ての事業者が影響を受けますので、 の電子取引について解説いたします。 と は適用を選択した場合に対応が必要となります。

### 電子取引データの取扱い

令和3年度の税制改正により、所得税及び法人税に係る保存義務者については、令和4年1月1日以後行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録を書面等に出力して保存する措置が廃止され、次の取引種類に応じた保存を行う必要があります。これを守らない場合は青色申告承認取消し事由に該当することになります。

電子取引の種類	保存方法
電子メールに請求書等が添付された場合	a)請求書等が添付された電子メールそのものをサーバ等自社システムに保存する。 b)添付された請求書等をサーバ等に保存する。
発行者のウェブサイトで領収等をダウンロードする場合	(1)PDF等をダウンロードできる場合 a)ウェブサイトに領収書等を保存する。 b)ウェブサイトから領収書等をダウンロードしてサーバ等に保存する。 (2)HTMLデータで表示される場合 a)ウェブサイト上に領収書を保存する。 b)ウェブサイト上に表示される領収書をスクリーンショットし、サーバ等に保存する。 c)ウェブサイト上に表示されたHTMLデータを領収書の形式に変換(PDF等)し、サーバ等に保存する。
第三者等が管理するクラウドサービスを利用し、領収書等を授受する場合	a)クラウドサービスに領収書等を保存する。 b)クラウドサービスから領収書等をダウンロードして、サーバ等に保存する。

従業員がスマホ等のアプリを利用して経費を立て替えた場合	従業員のスマホ等に表示される領収書データを電子メールにより送信させて、自社システムに保存する(スクリーンショットによる領収書の画像データも可)。
-----------------------------	--

なお、これらのデータを保存するサーバ等は電子計算機を用いて検索できることが必要とされるとともに、以下のいずれかの**真実性の要件**も満たす必要があります。

A) タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う
B) 取引情報の授受後、速やかにタイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監視者に関する情報を確認できるようにしておく
C) 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う
D) 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う

電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存するシステムがない場合に、**検索機能の確保要件**を満たす方法として次の2つが国税庁より示されています。

A) 一覧表の作成により検索機能を満たそうとする例  
 ファイル名に「連番、日付、金額、取引先、備考」と、通し番号を入力する。これらのファイルを、エクセル等の一覧表で管理する。

< (A)の一覧表の例 >

連番	日付	金額	取引先	備考
	20210131	110,000	(株)霞商店	請求書
	20210210	330,000	国税工務店	注文書
	20210228	330,000	国税工務店	領収書



B) ファイル名の入力により検索機能を満たそうとする例  
 2022年11月30日付の株式会社霞商事からの20,000円の請求書データの場合  
 「20221130\_(株)霞商事\_20,000」と請求書データの名前をつける。

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！  
<https://my-naka.com/>

上記より、電子取引データの保存として最も簡便な方法は  
 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程を定め、適正に運用する(上記の表のD)。  
 電子取引データ自体は、一覧表の作成、ないしファイル名を入力した上で、自社サーバ等に保存する。  
 と思われま。

電子取引用のソフトウェアを利用して電子取引の保存を行う場合は、当該ソフトが電子帳簿保存法の要件を満たしているか確認する必要があります。公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)が要件を満たしていることの認証を行っているため、利用するソフトウェアが当該認証を受けているかを確認することが判断材料になると思われます。

以上の説明に関しては、国税庁HP  
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/12.htm>  
 において各種資料が公表されていますのでご確認ください。

電子帳簿等保存、及び スキャナ保存においても、令和4年1月1日からは事前承認不要で適用が可能となり、適用要件も緩和されています。

令和3年10月1日から、消費税の適格請求書発行事業者の登録申請が開始されます。令和5年3月31日までに行えば、令和5年10月1日からのインボイス制度のスタートに間に合います。手続きを忘れないようにご注意ください。ご不明な点はお問い合わせください。

**税理士法人 舞  
 中村公認会計士事務所**

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15

ウイン青山1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田ビル3F

電話 048-816-6180

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)

[nakamura-cpa@tkcnf.or.jp](mailto:nakamura-cpa@tkcnf.or.jp)

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。